

千葉市立青葉病院床頭台等設置運営事業者募集要項

1 募集内容

千葉市立青葉病院では、病院内の一部について当院と建物賃貸借契約を締結し、床頭台等を設置運営する事業者を募集します。

貸付料や費用負担等の条件については、本要項及び「千葉市立青葉病院床頭台等設置運営事業者募集仕様書」に記載のとおりです。

(1) 対象施設

千葉市中央区青葉町 1273 番地 2 千葉市立青葉病院

(2) 設置機器

「千葉市立青葉病院床頭台等設置運営事業者募集仕様書」による

2 日程

日程は、次のとおりです。

項 目	日 程
募集要項配布・入札受付期間	令和 8 年 7 月 15 日(水)から令和 8 年 7 月 22 日(水)まで
質問書の提出期限	令和 8 年 7 月 22 日(水)
質問書の回答	令和 8 年 7 月 23 日(木)
入札期間（郵送、必着）	令和 8 年 7 月 23 日(木)から令和 8 年 7 月 29 日(水)まで
開札	令和 8 年 7 月 30 日(木)
貸付開始日	令和 8 年 10 月 1 日(木)

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと
- (2) 令和 3 年度から令和 7 年度までに病院(250 床以上)における床頭台等の設置運営実績があること
- (3) 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までとし、原則として更新はできないものとします。

(3) 貸付料等

①貸付料

貸付料（年額）は、最低価格以上で最も高い入札価格をもって決定します。貸付料は、別途発行する納入通知書に基づき、各年度の指定期日までに納入するものとします。なお、既に納付した貸付料は返還しません。また、貸付期間内において、病院都合により一部の病床が使用できなくなった場合又は病床数の変更が生じた場合であっても、貸付料の変更は行いません。

②必要経費等

床頭台等の設置および運営に要する一切の経費は、設置運営事業者の負担とします。光熱水費については、別途発行する納入通知書により、指定する期日までに納入してください。また、光熱水費の算定根拠となる資料(電力量、水道使用量等)、及び売上報告書についても毎月提出してください。なお、差額室のテレビ等の電力量も含めるものとします。

③遅延損害金

未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金の支払を発注者に請求します。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

①貸付物件を床頭台等設置運営以外の用途に供してはならないこと

②床頭台等を設置運営する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと

(5) 床頭台等の仕様等

「千葉市立青葉病院床頭台等設置運営事業者募集仕様書」による

5 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を郵送(7 月 22 日必着)又は持参してください。後日、審査結果を連絡します。

申込受付期間 令和 8 年 7 月 15 日(水)から令和 8 年 7 月 22 日(水)まで

(ただし、上記期間のうち閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)

※電話、FAX、E メール等による受付は行いません。

提出先 〒260-0852

千葉市中央区青葉町 1273 番地 2

千葉市立青葉病院事務局管理班

(2) 必要な書類(各 1 部) ※①、⑤についてはホームページからダウンロードできます。

①入札参加申込書(様式 1)

- ②法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し ※法人の場合
- ③ 3－（2）に係る実績を確認できる契約書の写し
- ④ 3－（4）に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書
- ⑤ 3－（5）に係る誓約書

6 質問書の提出

別紙質問書を確認の上、必要であれば電子メールにて提出してください。

7 入札の手續

（1）入札方法

- ①開札日：令和8年7月30日（木）
- ②入札書に記載する入札金額は、「1年の貸付料(税抜)の金額」を記載してください。
※契約金額は、これに消費税及び地方消費税相当額(10%)を加算した額となります。
- ③入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、内封筒には件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、簡易書留による郵送又は持参により7月29日（水）17時必着で提出してください。
- ④投函した入札書の手換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

（2）入札保証金

入札保証金の納付は免除しますが、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合には、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- （1）入札に関する資格のない事業者の入札
- （2）記名押印を欠く入札
- （3）誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- （4）明らかに連合であると認められる入札
- （5）積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札
- （6）その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定等

- （1）落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った方とします。

- (2) 最低価格は金 1,101,102 円とします。(年額) (税込)
- (3) 同額の入札があった場合、「くじ」によって落札者を決定しますので、くじ引きを行う日時及び場所を通知します。
- (4) 落札者決定後、契約締結の手続きに入ります。
- (5) 落札者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解除したときは、違約金を徴収するとともに、指名停止措置の対象となる場合があります。

1 0 契約保証金

- (1) 本件契約締結と同時に契約保証金として契約総額(落札額に消費税及び地方消費税を加算した額×5年)の10分の1以上の額を納入してください。
- (2) 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
- (3) 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の現状回復を確認後、賃借人(落札者)の請求に基づき利息付さずに返還します。
- (4) 賃借人(落札者)が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市病院事業管理者は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市病院事業管理者に帰属することになります。

1 1 その他

床頭台等設置運営事業への入札・契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、千葉市病院局契約規程、千葉市契約規則及び千葉市公有財産規則等の法令を遵守してください。

募集に関する問い合わせ先

千葉市立青葉病院事務局管理班

電話 043-227-1131